

基準日設定につき通知公告

当社は令和5年5月10日開催の取締役会において、令和5年6月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を令和5年5月31日と定めましたので公告いたします。

令和5年5月16日

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
ユナイテッド株式会社
代表取締役社長 早川与規